豊中市会計年度任用職員選考試験申込書

（　　年　　月　　日現在）

豊中市任期付・会計年度任用職員採用選考委員会

※黒のボールペン（消せるボールペンは使用不可）ではっきりと記入してください。

受験する職種

週勤務時間数（　　）

★写真 1．写真は裏面にのりをつけこの欄に貼ってください。（縦 4.5cm×横 3.5cm 程度） 2．写真は６か月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのもので本人と確認できるもの。	ふりがな		性　別
	氏名		
	生年月日	年　　月　　日生　（満　　才）	
	現住所	〒　　－ 電　話（　　）　　－ 携帯電話（　　）　　－	
	E-Mail		
★現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載	連絡先	〒　　－ 電話（　　）　　－	

（高校・短大・大学の人は学校名を含め高校入学から記入してください。**中学校入学・卒業は記入しないでください。**
最終学歴が中学校の人は中学校卒業から記入してください。**その際、中学校名は記入せず、学校・学部・学科名等欄には「中学校」と記入してください。**）

学歴	学校・学部・学科名等	年　　月
		年　月　入学 年　月　卒業・卒業見込・中退
		年　月　入学 年　月　卒業・卒業見込・中退
		年　月　入学 年　月　卒業・卒業見込・中退
		年　月　入学 年　月　卒業・卒業見込・中退

（職歴はすべて記入してください。欄が足りない場合は別紙に記入して添付してください。）

職歴	勤　務　先	職務内容	雇用形態 該当するものを○で囲んでください	期　　間
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）
			1.正規職員 2 その他（　　）	年　月　日～　年　月　日 期間（　年　月）

氏名		
資格・免許等	資格・免許等の名称 （受験資格に関する資格・免許等は必ず記入してください。）	取得（見込）年月日
	・普通自動車第一種免許【　あり（運転頻度：月　　日程度・ なし】	

希望する曜日（日・月・火・水・木・金・土）　土日祝日勤務（可・不可）（※希望通りの配属となるわけではありません。）

勤務時間帯・勤務地等についての希望があれば記入してください（※希望通りの配属となるわけではありません。）

志望動機

希望する仕事（取り組んでみたい仕事）

自己ＰＲ欄

欠格条項（以下の内容を確認し、□欄にチェックを入れてください。）

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

□ **欠格条項に該当しない**

記載事項についての確認（以下の内容を確認し、□欄にチェックを入れてください。）

この申込書に不実の記載があるときは、公務員として任用される資格を失うことがあります。
また、採用後においても免職されることがあります。

□ **不実の記載はありません**

【こども性暴力防止法に基づく要件が設定されている職種の受験を希望される方】

当該職種は法に基づく特定性犯罪事実に該当しないことを要件としています（次ページ参照）。

内容をご確認いただき、□欄にチェックを入れてください。

□ **今回応募する職が、法に基づく犯罪事実確認の対象となる業務であることを理解しています。**
□ **法第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。**
□ **豊中市が法に基づき実施する犯罪事実確認に関し、必要な手続に協力します。**
□ **申込書の内容および提出する書類に不実の記載はありません。**

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。